

戸頭町会運用細則

1. 第15条1項に定める会費は、1世帯当たり月額250円とす
2. 第34条の(2)、(3)に定める慶弔金は次の通りとする。

弔慰金

- ① 世帯主並びに配偶者の逝去に際しての弔慰金は1万円とする。
- ② 世帯主並びに配偶者の同居父母及び子については弔慰金3千円とする。
- ③ 弔慰金が1万円を超えるときは、運営委員会の承認をえる。

祝金

- ① 会員及び同居家族の出産に際しては、その都度一人当たり5千円を支給する。

3. 会則第6条2の次期本部役員は原則として候補者を広報で募る。

4. 本部役員を選出と推薦の決定

- ① 運営委員会において次期本部役員推薦委員会を設立し、選出推薦を行う。
- ② 推薦委員会は地区部長全員と本部役員経験者を数名会長が選任し、部役員会で承認を受ける。

5. 会則第6条1項に定める事務局と専門部会は以下の通りであり、担当役割を次の通り記す。

1) 事務局

総務（渉外含）、庶務、資産管理、施設修理、保全、育成団体への補助、業務調整、会員加入促進、文書記録、将来企画、ホームページ主管、その他各部に属さない事項、

2) 会計部

会計処理、予算管理、資金管理

3) 安全対策部

防犯対策、交通安全（町内の交通安全）、災害時の対応（自主防炎会組織対応策をのぞく）

4) 環境部

クリーン戸頭の推進（公園清掃、環境美化啓蒙活動）、住環境改善活動（ごみ集積所の管理）、生活環境に関する苦情対応

5) 文化体育部

夏祭り、新春もちつき祭、歩け歩け大会、の開催

6) 福祉部

高齢者支援活動（各種生活支援、声かけ運動）、戸頭ふれあい祭、子供祭り、囲碁将棋大会、あすなる会の運営^ア、行政各種支援組織との連携

7) 広報部

町会報の発行、町会・防災行事の公示、各種調査活動、会員勧誘パンフの作成

8) 子ども未来部

子ども達の交流を推進し、健全なる育成に参画する。

9) 事業部

会員の生活に資する諸事業を開発しこれを実施する。

お助け隊を運営する ㊦

6. 会則第3章17条(10) 戸頭町会役員へ年額次の「役員活動手当」支給する。

町会長	40,000円
副会長	30,000円
部長	20,000円
副部長	10,000円
監事	10,000円
地区部長	6,000円
班長	3,000円

7. 会則第2章9条(1) 班長選出について

班会議にての班長選出は、各家庭の事情により、班長を務めること困難であると認められる場合は班長を辞退することができる。

班長の再任、再々任は可能とする。地区班長会議にて選出する地区部長選出も同じとする。

- 1 (施工期日) 本規定は、昭和57年4月25日より施行する。
- 2 平成22年4月18日 改定以下の項目
4項(2)、5項、7項、8項、
- 3 平成23年4月16日以下の項改定
1項追加、2項変更、3項追加、4項変更
5項2) 変更、5項6) 変更、6項変更、
- 4 平成28年4月17日項の改定
5項の9) の新規追加
- 5 令和4年4月17日 5項6) 及び9) に㊦を追加する
5項6) にあすなろ会の運営を追加する
5項9) にお助け隊の運営を追加する
- 6 令和6年4月21日 5項8) を変更する
①婦人部を子ども未来部に変更